

議 長 日程第8「議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び町田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年9月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されることに伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

令和7年10月1日から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されます。国は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等を推進するため、所要の改正をするものでございます。

改正する内容としまして2つございます。

1つ目は、育児を行う職員の部分休業制度の拡充でございます。現行は、1日につき2時間の範囲内で部分休業の取得が可能で、取得時間帯は、勤務時間の始めまたは終わりの制限がございましたが、改正後は、部分休業の時間はそのまま取得時間帯の制限がなくなります。また、新たに1年度当たり10日相当の範囲内で部分休業が取得可能な制度を設けます。職員は、このいずれかの部分休業を選択できるものとします。

2つ目は、職員本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合と職員の子

が3歳に達する前の2回、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を義務づけるものでございます。なお、対象となる関係条例の違いから、第1条から第2条の条立てとなっております。

それでは恐れ入ります。議案を4枚おめくりいただきまして、5枚目の参考資料1「松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）」の新旧対照表を御覧ください。

左の改正案のほうをお願いいたします。第1条では、第1項で引用しております地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、現行の「第19条第1項及び第2項」から「第19条第1項から第5項」に改めるものでございます。

続きまして、第19条は、部分休業をすることができない職員を定めたものになりますが、第1項第2号では現行の「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、次ページにまたがりますが、4行目の後段「次条において同じ。」の文言を加えるものでございます。これは、非常勤職員の規定はこれまで勤務日の日数や勤務日の勤務時間を考慮しておりましたが、今回の改正では勤務日ごとの勤務時間を考慮に含めないこととし、この部分の規定を削るものでございます。以下、次条において同様とするものでございます。

次ページをお願いします。第20条でございます。第20条は、まず現行の見出し「部分休業の承認」の前に「第1号」の文言を加え、「第1号部分休業の承認」に改め、第1項の現行の1行目「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業」に文言を改め、3行目以降の「承認は」以降につきましては、現行の「勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削るものでございます。

現行の部分休業につきましては、1日に2時間の範囲内で、取得時間帯も勤務時間の始めまたは終わりに取得できるとの制限がありました。今回の改正では、1日に2時間の範囲内の取得は変わらず、取得時間帯の制限をなくすものでございます。この部分休業を第1号部分休業としております。

第2項と第3項に於いては、第2項の5行目と第3項の1行目の現行の「部

分休業」の前にそれぞれ「第1号」を加えるものでございます。

続きまして、次ページをお願いします。第20条の2から20条の5の規定までは新設となります。

まず第20条の2「第2号部分休業の承認」でございます。こちらは部分休業の承認を定めた規定となります。部分休業の承認は1時間を単位として行うものとし、各号に掲げる場合にあってはそれぞれ定める時間数を承認することができるものとしてございます。

第1号では、1日の勤務時間に分を単位とした時間がある場合は、1日を部分休業として取得したい場合は、1日の単位で部分休業の取得を承認できるものとし、第2号では、第2号部分休業の残時間数に分単位の残りがある場合は、その分単位の時間数についても取得が承認できるとしたものでございます。この部分休業につきましては、第2号部分休業としております。

第20条の3は、部分休業を請求する期間を定めております。毎年4月1日から翌年3月31日の1年の期間を規定しております。

次ページお願いいたします。第20条の4でございます。第20条の4は、職員が1年につき請求できる第2号部分休業時間の上限時間数を規定するものでございます。第1号の常勤職員は77時間30分、第2号の非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間です。いずれも勤務日に換算しますと10日分になります。

続きまして、第20条の5「育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情」でございます。こちらは、第1号部分休業及び第2号部分休業の取得を申し出た職員が条例で定める特別の事情がある場合に限り申し出の内容を変更することができることから、その特別の事情を規定するものでございます。特別の事情とは、配偶者が負傷または疾病により入院、配偶者と別居、その他申出時に予測できなかった事実により子の養育に著しい支障が生じる場合としております。

第21条は次ページにまたがりませんが、現行の第1項の2行目「部分休業」の前と、第2項の1行目「部分休業」の前に、それぞれ「育児休業法第19条第1

項に規定する」の文言を加えるものでございます。

第22条は、現行の「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」と文言を改めるものでございます。職員の部分休業の承認の取消事由は、育児休業の承認の取消の規定を部分休業にも準用するとされているため、その事由について規定するものでございます。

続きまして6ページをお願いします。「松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）」でございます。

新旧対照表の左の改正案を御覧ください。第15条介護休暇の第1項の3行目でございます。今回、松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴いまして、現行で規定しております第19条の2第1項が、今回の改正で第19条の2を新設したことにより条番号が繰り下がり、第19条の3第1項に改めるものでございます。

続きまして、第19条の2「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等」については新設になります。妊娠し、または出産等についての申出をした職員等に対して、出生時両立支援制度等の説明や、出生時両立支援制度等の請求等に係る職員の意向の確認や、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に関する事項の意向の確認を規定するものでございます。

次ページをお願いいたします。第1項1号においては、仕事と育児の両立に資する制度または措置、その他事項を知らせるための措置でございます。第2号につきましては、第1号で知らせた制度等の請求、申告、または申出に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。第3号は、子や家庭の事情により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認するための措置となります。

続きまして第2項でございます。第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等の説明や育児時期両立支援制度等の請求等に係る職員の意向の確認や、職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の

改善に関する事項の職員の意向の確認を規定するものでございます。

第1号では、仕事と育児と両立する制度または措置、その他事項を知らせるための措置、第2号では、第1号で知らせた制度の内容に対して、請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。第3号は、次ページにまとめがありますが、親、家庭の状況により両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認するための措置となります。

続きまして、第3項は、個別の意向を確認した後、両立の支障となる事項の取扱いについては、確認した職員の意向を配慮しなければならないとするものでございます。

第19条の3につきましては、現行の第19条の2が、改正案で19条の2を新設したことにより条番号が繰り下がり、さらに5行目の現行の「申告、請求又は申出」を削除し、「請求等」に改めるものでございます。

第19条の4も条ずれによるものでございます。

すみません、最後に5ページに戻っていただき、議案本文4ページをお願いいたします。「附則」でございます。

第1項「施行期日」でございます。令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項「経過措置」では、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのを「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。これは本年度の施行が6か月しかないため、10日と規定をしたものを2分の1として経過措置を設けているものでございます。

なお、参考資料2は、8月20日の全員協議会で御説明を申し上げました全員協議会の資料でございますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号松田町職員の育児休業等に関する条例及び松田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。